

見直しと見直し手続きについて

これまで、西落合中学校では靴や靴下、頭髪などの校則の見直しを行ってきました。社会環境や生徒の状況の変化に対応できるようにするためです。

手続き

生徒会執行部が生徒・保護者アンケートを実施し、検討。

職員会・学校運営協議会で内容を確認。その後、生徒・保護者に公示。

公示日

〈靴〉

令和3年1月29日

白を基調とした運動靴

令和4年3月4日（令和4年4月から実施）

- ・色は問わない。ただし、スパイクやハイカットは除く。
- ・運動靴

〈頭髪〉

令和4年2月8日（令和4年4月から実施）

- ・脱色、染色、パーマは禁止。
- ・体育や実技科目などで頭髪が邪魔になり、危険が及ぶときはゴムで束ねる。
- ・髪のくくり方、ゴムの色について規定はない。
- ・バレッタや大きな飾りのついたものは使用しない。

〈アンダーシャツ〉

令和4年3月4日（令和4年4月から実施）

白、黒、紺、グレーで無地のものを着用する。

〈靴下〉

令和4年12月5日（令和5年1月から実施）

靴下の長さは自由とする。

令和5年12月11日（令和5年12月12日から実施）

靴下の色は自由とする。

〈防寒着〉

令和6年10月21日

登下校時の防寒着は、個人の所有しているものも可とする。

セーターでの登下校も可とする。

セーターは、黒または紺色のVネック・丸首も可とする。

〈カバン〉

令和6年12月24日（令和7年1月から実施）

通学カバンおよび補助カバンを自由とする。

カバンには、キーホルダーを1つつけてよい。